



山形県公報

平成19年4月6日(金)
第1830号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (建築住宅課) ...584

### 告 示

山形県生活保護費負担金交付規程の一部を改正する規程..... (健康福祉企画課) ... 同

生活保護法による指定医療機関の指定..... ( 同 ) ...585

生活保護法による指定介護機関の指定..... ( 同 ) ... 同

指定居宅サービス事業者の指定..... (最上総合支庁福祉課) ... 同

指定介護予防サービス事業者の指定..... ( 同 ) ...586

指定居宅介護支援事業者の指定..... ( 同 ) ... 同

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... (児童家庭課) ... 同

公共測量の終了の通知..... (農村計画課) ... 同

県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了..... ( 同 ) ...587

土地改良区の定款変更の認可..... (庄内総合支庁農村計画課) ... 同

同..... ( 同 ) ... 同

同..... ( 同 ) ... 同

山形県森林組合合併推進施設整備事業補助金交付規程の一部を改正する規程..... (森 林 課) ...588

基本測量の終了の通知..... (管 理 課) ... 同

同..... ( 同 ) ... 同

河川区域の変更等による廃川敷地等..... (河川砂防課) ... 同

平成19年2月県告示第154号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の

一部改正..... (建築住宅課) ...589

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 同

#### 告 示

地域交通安全活動推進委員の委嘱.....590

#### 公 告

一般競争入札の公告..... (置賜総合支庁家畜保健衛生課) ...594

山形県住生活基本計画の公表..... (建築住宅課) ...595

#### 正 誤

## 規 則

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月6日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第64号

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則(昭和37年4月県規則第43号)の一部を次のように改正する。

|     |            |     |               |   |
|-----|------------|-----|---------------|---|
| 別表中 | 県営松境アパート1号 | 酒田市 | 広場及び緑地、通路、駐車場 | を |
|     | 県営松境アパート2号 | 酒田市 |               |   |
|     | 県営川南アパート1号 | 酒田市 |               |   |

|            |     |    |
|------------|-----|----|
| 県営川南アパート1号 | 酒田市 | に、 |
|------------|-----|----|

|             |     |               |   |
|-------------|-----|---------------|---|
| 県営住吉アパート1号  | 酒田市 | 広場及び緑地、通路、駐車場 | を |
| 県営住吉アパート2号  | 酒田市 |               |   |
| 県営こがねアパート1号 | 酒田市 |               |   |

|             |     |    |
|-------------|-----|----|
| 県営こがねアパート1号 | 酒田市 | に、 |
|-------------|-----|----|

|          |     |               |   |
|----------|-----|---------------|---|
| 県営新橋アパート | 酒田市 | 広場及び緑地、通路、駐車場 | を |
|----------|-----|---------------|---|

|           |     |                    |       |
|-----------|-----|--------------------|-------|
| 県営新橋アパート  | 酒田市 | 広場及び緑地、通路、駐車場      | に改める。 |
| 県営北新町アパート | 酒田市 | 児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場 |       |

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

## 告 示

山形県告示第365号

山形県生活保護費負担金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月6日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県生活保護費負担金交付規程の一部を改正する規程

山形県生活保護費負担金交付規程(昭和39年4月県告示第263号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「市収入役」を「市会計管理者」に、

「山形県出納長 氏 名 殿」を「山形県会計管理者 殿」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第366号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年4月6日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地       | 指定年月日      |
|------------|------------------|------------|
| おかの薬局      | 最上郡最上町大字向町68-11  | 平成19. 3. 1 |
| たけし歯科クリニック | 新庄市桧町21番地3       | 同 3. 2     |
| アーク調剤薬局    | 山形市大字千手堂字大門97番3号 | 同 3. 5     |
| 新庄市夜間休日診療所 | 新庄市掘端町3番33号      | 同 3.26     |

山形県告示第367号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年4月6日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称    | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 指定年月日      |
|-------------------------|--------------------------|-----------------------|------------|
| アサヒサンクリーン株式会社<br>ぱるびあ天童 | 通所介護<br>介護予防通所介護         | 天童市南小畑四丁目9番18号        | 平成19. 3.13 |
| アサヒサンクリーン株式会社<br>ぱるびあ天童 | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護 | 同                     | 同          |
| あさひ介護支援センター天童           | 居宅介護支援                   | 同                     | 同          |

山形県告示第368号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月6日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                       | 事業所の名称及び所在地                           | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|-----------|------------|
| 特別非営利活動法人 あっとほーむ太陽<br>最上郡戸沢村大字名高1347番地16号 | デイサービスあっとほーむ太陽<br>最上郡戸沢村大字名高1347番地16号 | 通所介護      | 平成19. 3.26 |
| 株式会社あたしん家<br>新庄市住吉町1051-2                 | 訪問看護ステーションあたしん家<br>新庄市住吉町1051-2       | 訪問看護      | 同 3.28     |

## 山形県告示第369号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月6日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                     | 事業所の名称及び所在地                           | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|-------------|------------|
| 特別非営利活動法人 あっとほーむ太陽<br>最上郡戸沢村大字名高1347番地16号 | デイサービスあっとほーむ太陽<br>最上郡戸沢村大字名高1347番地16号 | 介護予防通所介護    | 平成19. 3.26 |
| 株式会社あたしん家<br>新庄市住吉町1051 - 2               | 訪問看護ステーションあたしん家<br>新庄市住吉町1051 - 2     | 介護予防訪問看護    | 同 3.28     |

## 山形県告示第370号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月6日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                 | 事業所の名称及び所在地                               | 指定年月日      |
|-------------------------------------|-------------------------------------------|------------|
| 医療法人徳洲会<br>大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1 - 1200号 | 医療法人徳洲会 舟形徳洲苑介護センター<br>最上郡舟形町富田字富田135 - 1 | 平成19. 3.27 |
| 株式会社あたしん家<br>新庄市住吉町1051 - 2         | 居宅介護支援事業所あたしん家<br>新庄市住吉町1051 - 2          | 同 3.28     |

## 山形県告示第371号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月6日

山形県知事 齋藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.95パーセント」を「年0.90パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年3月9日から適用する。
- 平成19年3月9日前に借入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第372号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、環境省東北地方環境事務所国立公園・保全整備課長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成19年4月6日

山形県知事 齋藤 弘

- 公共測量を実施した地域  
鶴岡市羽黒町大字手向地内
- 公共測量を実施した期間  
平成18年7月12日から同年12月20日まで

## 3 作業の種類

公共測量(磐梯朝日国立公園羽黒集団施設地区・総合計画)

## 山形県告示第373号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成19年4月6日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事業名           | 地区名  | 工事完了年月日     |
|---------------|------|-------------|
| 中山間地域総合農地防災事業 | 川の内  | 平成18年10月31日 |
| 中山間地域総合農地防災事業 | 松山開墾 | 平成19年3月27日  |

## 山形県告示第374号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年4月6日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 土地改良区の名称

今野川土地改良区

## 2 事務所の所在地

鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰53

## 3 認可年月日

平成19年3月26日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第375号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年4月6日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 土地改良区の名称

月光川土地改良区

## 2 事務所の所在地

飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地

## 3 認可年月日

平成19年3月27日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第376号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年4月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日  
平成19年3月28日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第377号

山形県森林組合併推進施設整備事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月6日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県森林組合併推進施設整備事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県森林組合併推進施設整備事業補助金交付規程(昭和38年12月県告示第1054号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事殿」に、「山形県出納長 氏 名殿」を「山形県会計管理者殿」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県告示第378号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成19年4月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市、酒田市、新庄市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成18年6月1日から平成19年3月16日まで
- 3 作業の種類  
基本測量(基本重力測量)

## 山形県告示第379号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成19年4月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施した地域  
村山市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成18年9月21日から平成19年3月20日まで
- 3 作業の種類  
基本測量(2500レベルGIS基盤情報整備作業)

## 山形県告示第380号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成19年4月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系龍山川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成19年3月29日
- 3 廃川敷地等の位置  
山形市白山三丁目184 - 2  
山形市白山三丁目184 - 5
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地23.87㎡

山形県告示第381号

平成19年2月県告示第154号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の一部を次のように改正し、平成19年7月1日から施行する。

平成19年4月6日

|   |             |      |      |         |      |       |   |
|---|-------------|------|------|---------|------|-------|---|
|   |             |      |      | 山形県知事   | 齋    | 藤     | 弘 |
| 「 | 県営松境アパート1号  | 54.1 | 0.93 | 41,700  | 風呂無し | を     | 」 |
|   | 県営松境アパート2号  | 54.1 | 0.93 | 41,900  |      |       |   |
|   | 県営川南アパート1号  | 51.2 | 0.97 | 24,200  |      |       |   |
| 「 | 県営川南アパート1号  | 51.2 | 0.97 | 24,200  |      | に、    | 」 |
| 「 | 県営住吉アパート1号  | 48.9 | 0.98 | 28,700  | 風呂無し | を     | 」 |
|   |             |      | 0.94 | 28,700  |      |       |   |
|   | 県営住吉アパート2号  | 48.6 | 0.98 | 29,800  |      |       |   |
|   | 県営こがねアパート1号 | 63.5 | 1.01 | 43,500  |      |       |   |
| 「 | 県営こがねアパート1号 | 63.5 | 1.01 | 43,500  |      | に、    | 」 |
| 「 |             | 68.2 | 1.02 | 104,500 |      | を     | 」 |
| 「 |             | 68.2 | 1.02 | 104,500 | 風呂無し | に改める。 | 」 |
|   | 県営北新町アパート   | 55.0 | 1.01 | 66,900  |      |       |   |
|   |             | 64.3 | 1.01 | 73,900  |      |       |   |

**公安委員会関係**

**規 則**

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月6日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

山形県公安委員会規則第5号

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則(昭和42年8月県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「障害者賞じゆつ金」を「障がい者賞じゆつ金」に改める。

第4条第2号中「障害者賞じゆつ金」を「障がい者賞じゆつ金」に改め、同号ア中「障害」を「障がい(障害者

基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。以下同じ。)に改める。

第6条第1項中「障害」を「障がい」に改める。

別表第2中「障害者賞じゆつ金」を「障がい者賞じゆつ金」に、「障害の程度」を「障がいの程度」に改

め、同表の備考第1項及び第2項中「障害の」を「障がいの」に改める。

別表第3の備考第2項及び別記様式第1号中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県公安委員会告示第4号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱した。

平成19年4月6日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 美智子

1 活動区域、氏名及び連絡先

| 活動区域    | 氏 名                                                                                                                                                                                                                         | 連 絡 先                                          |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 山形警察署管内 | 目崎義美<br>門間文子<br>高橋弘<br>長瀬健一<br>大束了<br>須田洋<br>中野勘治<br>木村幸次<br>青木光子<br>原田雅雄<br>結城嘉一<br>石澤谷次<br>伊豆倉弘子<br>大滝正能<br>加藤藤稔<br>小岩林秀一<br>岩田征一<br>峯田茂彦<br>齋藤龍一<br>會田榮一<br>原田祀節<br>羽柴節男<br>悪原満男<br>結城敏雄<br>門脇幸夫<br>佐竹武博<br>石沢謙一<br>高橋好子 | 山形市松山一丁目1番23号<br>山形警察署交通第一課<br>電話(023)627-0110 |



|          |                                                                                                                                           |                                                    |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
|          | 武田 也 系 子<br>渡 辺 知 一                                                                                                                       |                                                    |
| 上山警察署管内  | 大久保 良 二<br>渡 邊 和 利<br>鈴 木 清 美<br>石 塚 賢 二<br>岩 崎 桂 子                                                                                       | 上山市矢来三丁目7番50号<br>上山警察署交通課<br>電話(023)677-0110       |
| 天童警察署管内  | 村山 喜 代 志<br>佐藤 力 男<br>長谷川 一 男<br>石山 一 喜<br>松田 正 健<br>今田 勝 宏<br>秋葉 野 豊<br>押野 野 之                                                           | 天童市糠塚二丁目4番1号<br>天童警察署交通課<br>電話(023)651-0110        |
| 寒河江警察署管内 | 国井 百 々 子<br>結城 昭 一 雄<br>佐竹 敬 一 子<br>佐藤 幸 三 子<br>齋藤 新 一 三<br>芦 苧 マ 三 男<br>伊藤 巳 則 雄<br>小白 井 則 浩<br>渡 辺 淑 一<br>阿 部 健 一<br>渡 部 幸 一<br>渡 辺 洋 司 | 寒河江市大字西根字上川原228-1<br>寒河江警察署交通課<br>電話(0237)83-0110  |
| 村山警察署管内  | 戸田 田 紘 義<br>下 山 山 薫<br>松 岡 池 一 郎<br>菊 岡 池 好 男<br>松 田 原 敏 夫<br>菅 武 田 勝 芳<br>武 深 田 瀨 貞 夫<br>前 田 瀨 太 郎<br>梅 津 田 健 一<br>津 行 子                 | 村山市中央一丁目2番5号<br>村山警察署交通課<br>電話(0237)52-0110        |
| 尾花沢警察署管内 | 青木 昭 夫<br>阿部 藤 由 生<br>佐藤 路 好 子<br>有坂 好 彦<br>早 坂 孝                                                                                         | 尾花沢市北町一丁目5番5号<br>尾花沢警察署地域交通課交通係<br>電話(0237)24-0110 |
| 新庄警察署管内  | 阿部 浩 悦<br>須田 光 子<br>渡 部 秋 夫<br>星 山 忠 雄<br>佐 藤 守 弥                                                                                         |                                                    |

|         |                                                                |                                                         |                                              |                                                          |                                                     |
|---------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
|         | 柴滝<br>齊津<br>大高<br>庄佐<br>国佐<br>影                                | 田口<br>藤田<br>場橋<br>司藤<br>分藤<br>澤                         | 純<br>好明<br>秀良<br>公五<br>五壮                    | 一<br>健雄<br>美清<br>雄範<br>一郎<br>郎策                          | 新庄市沢新町5番19号<br>新庄警察署交通課<br>電話(0237)24-0110          |
| 庄内警察署管内 | 鈴木<br>本工<br>小後                                                 | 木田<br>藤野<br>藤                                           | 重克<br>むつ<br>勘俊                               | 良幸<br>子治<br>明                                            | 東田川郡庄内町余目字滑石8-1<br>庄内警察署地域交通課交通係<br>電話(0234)45-0110 |
| 酒田警察署管内 | 加徳<br>上野<br>小鈴<br>池土<br>菅高<br>池石<br>阿進<br>木阿<br>荒元<br>齋本<br>佐々 | 藤田<br>林寺<br>木田<br>田橋<br>田塚<br>部藤<br>村部<br>生木<br>藤間<br>木 | 志茂<br>直司<br>泰正<br>和清<br>健睦<br>きぬ<br>和岩<br>四悦 | 郎子<br>樹郎<br>三二<br>夫二<br>一榮<br>哉子<br>満晃<br>昭人<br>繁美<br>郎子 | 酒田市上安町一丁目1番地の1<br>酒田警察署交通課<br>電話(0234)23-0110       |
| 鶴岡警察署管内 | 難佐<br>石金<br>阿平<br>斎小<br>青富<br>池齋<br>門                          | 波藤<br>藤井<br>内部<br>藤藤<br>林木<br>榎田<br>籐脇                  | 真明<br>正弘<br>重政<br>美恵<br>梅征<br>健              | 一男<br>弘一<br>猛雄<br>勝忠<br>樹子<br>子士<br>作                    |                                                     |

|         |                                                                                                                                                                |                                                         |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|         | 畑 田 將 夫<br>佐 藤 和 子<br>阿 部 善 子<br>佐 藤 千 津<br>齋 藤 法 子<br>板 藤 垣 勝<br>佐 藤 垣 欣<br>庄 司                                                                               | 鶴岡市道形町20番40号<br>鶴岡警察署交通課<br>電話(0235)28 - 0110           |
| 長井警察署管内 | 近 野 初 豊<br>高 橋 清 子<br>鈴 木 隆<br>菊 地 榮<br>田 中 子<br>手 塚 迪<br>菅 塚 壽<br>小 川 辰<br>小 松 要<br>土 田 達 雄                                                                   | 長井市小出3743 - 3<br>長井警察署交通課<br>電話(0238)84 - 0110          |
| 小国警察署管内 | 平 山 雄 二<br>小 笠 原 ミ 三<br>鈴 木 正<br>青 木 安<br>渡 部 綱                                                                                                                | 小国町大字小国小坂町 1 - 49<br>小国警察署地域交通課交通係<br>電話(0238)62 - 0110 |
| 南陽警察署管内 | 鈴 木 精 孟<br>阿 部 橋 隆 治<br>高 橋 謙 一<br>高 黒 田 貞 晶<br>石 野 野 仁<br>白 野 津 良<br>近 野 津 山 信<br>小 島 丸                                                                       | 南陽市桐塚1618番地<br>南陽警察署交通課<br>電話(0238)50 - 0110            |
| 米沢警察署管内 | 竹 田 利 男<br>神 田 貞 一<br>大 峽 貞 好<br>高 木 雄 輔<br>金 内 晴 一<br>伊 藤 克 巳<br>色 摩 野 和 正<br>高 野 貝 光 雄<br>須 貝 藤 山 潔<br>加 藤 山 原 二<br>西 藤 原 藤 一<br>三 藤 口 憲<br>佐 山 村 恒<br>木 須 藤 | 米沢市城北二丁目3番19号<br>米沢警察署交通課<br>電話(0238)26 - 0110          |

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 相 | 馬 | 孝 | 一 | 郎 |
| 多 | 勢 | 勝 | 雄 |   |
| 伊 | 藤 | 孝 | 憲 |   |
| 矢 | 口 | 賛 | 司 | 郎 |

- 2 委嘱年月日  
平成19年4月1日

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、牛ヨーネ病診断用ELISAキットの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年4月6日

山形県置賜総合支庁産業経済部  
家畜保健衛生課長

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 南陽市三間通444 山形県置賜総合支庁産業経済部 家畜保健衛生課 研修室
- (2) 日 時 平成19年4月26日(木) 午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量  
牛ヨーネ病診断用ELISAキット 42キット(3,780検体)
- (2) 調達をする物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間及び納入方法  
契約締結の日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 南陽市三間通444 山形県置賜総合支庁産業経済部 家畜保健衛生課
- (5) 入札方法 1キット(90検体)当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、薬事法及び動物用医薬品等取締規則の規定により動物用医薬品一般販売業の許可を受けていること。
- (6) 置賜地域もしくは村山地域に本店又は営業所等を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
南陽市三間通444 山形県置賜総合支庁産業経済部家畜保健衛生課調達担当 電話番号0238(43)3217
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成19年4月16日(月)午前3時までに山形県置賜総合支庁産業経済部家畜保健衛生課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

住生活基本法(平成18年法律第61号)第17条第1項の規定により都道府県計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月6日

山形県知事 齋藤 弘

1 計画の名称

山形県住生活基本計画

2 縦覧の場所

土木部建築住宅課及び各総合支庁建設部

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行 | 誤     | 正     |
|------------|-----------|-----|---|-------|-------|
| 平成19. 3.27 | 第1827号    | 430 | 6 | 昭和52年 | 昭和58年 |

平成19年4月6日印刷  
平成19年4月6日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056